

みんなで考えよう、新宿区のため！

新宿区自治基本条例のための区民討議会



# 実施報告書

平成22年7月

新宿区自治基本条例検討連絡会議

## はじめに

2001年4月に、北海道ニセコ町で全国初の「わがまちの憲法」が制定された。「ニセコ町まちづくり基本条例」という。その後、各地にひろがり現在、180を超える自治体（県、区市町村）で制定されている。「自治基本条例」あるいは「まちづくり基本条例」と称されるこの条例は、それぞれの自治体の基本的な規範として、まちづくりや市政・区政運営の理念と原則をルール化していこうとするものである。新宿区でも2007年からこの作業に取りかかっており、ようやく第1次案である骨子案に到達した。

ところで、新宿区では全国に例を見ない方法で素案作りにのぞんでいる。それはスタートからの協働作業という点に現れている。区民たちが参加する区民検討会議、行政の課長等で構成される専門部会、そして議会におかれる自治基本条例小委員会のメンバーがそれぞれ6名ずつ集まって検討連絡会議を設け、合意をめざして議論している。その成果としての骨子案をひろく区民の討議に委ね、意見を聴取して成案に向けての参考にするため、区民討議会を開催した。これは、無作為に抽出した区民に招待状を送付し、討議への参加を求めるものであり、我が国でもようやく採用されるようになったものである。

幸い多くの方の参加を得て熱心に討議をしていただき、多くの貴重な意見をいただいた。この冊子はその討議の成果をまとめたものである。最終案にいたるまでにはまだまだ多くの曲折があると思われるが、いただいた意見を十分にかみしめて、よりよい基本条例に仕上げていく所存である。

新宿区自治基本条例検討連絡会議座長  
辻山 幸宣

# 目 次

	ページ
はじめに	
1 (仮称)新宿区自治基本条例制定の取り組み .....	1
2 区民討議会準備会の活動 .....	5
3 区民討議会の実施概要 .....	7
4 討議結果の要約 .....	13
あとがき .....	29

## 【資料編】

資料1 討議・情報提供「自治基本条例骨子案」 .....	31
資料2 各グループ別討議結果 .....	36
資料3 参加者の属性 .....	96
資料4 参加者名簿 .....	99
資料5 参加者アンケート結果 .....	100
資料6 不参加者アンケート結果 .....	104
資料7 準備会委員名簿 .....	106

# 1 (仮称)新宿区自治基本条例制定に向けた取り組み

## (1) 自治基本条例の制定に取り組むに至った経緯

平成 12 年に地方分権一括法という法律が施行され、これ以降、原則として国と地方は上下・主従という関係から対等・協力の関係へと変わりました。各自治体は、それぞれの地域の特性を踏まえ、自らの判断と責任による行政運営を行うことが必要となっています。また、地域主権を実現するためには、区民の一人ひとりが、主体的に考え、行動し、「自分たちのまちのことは、自分たちが責任を持ち、自分たちで決めていく」こと - **自治** - が、求められています。

地域の持つ個性や資源を活かしながら、区民が幸せに暮らすことのできる、新宿区らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を創り出すために、区の責務、区政運営の原則などの基本的なルールを定めるとともに、区民、議会及び区（行政）の役割を明らかにし、区民の意思を明確に反映できるルールを確立する必要があります。

自治基本条例は、自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくかという基本ルールを文章化したものです。

たとえば、学校や会社には規則が、社会には道徳や社会規範、そして法律があるように、それぞれの社会を円滑に動かし、発展させていくためには、お互いが守る基本的なルールが必要です。

現在、自治体を運営するための基本原則などを定めた法律として地方自治法があります。しかし、地方自治法は日本全国の自治体に共通する原則、制度、手続きなどを定めたものであり、新宿区の地域特性を踏まえた自治の仕組みや手続きなどを地方自治法のみ委ねることはできません。

そのため、新宿区という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める**自治の基本ルール**が必要となります。

こうしたことから、新宿区では平成 19 年度から新宿区での自治の基本理念や基本原則を明らかにする、(仮称)新宿区自治基本条例(以下、自治基本条例といいます。)の平成 22 年度中の制定に向けて取り組んでいます。

「新宿区に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と誰もが思えるまちにするため、「新宿区らしい自治の仕組み」を、区民・議会・区（行政）の三者が一体となって検討しています。

## **(2) 新宿区自治基本条例検討連絡会議の発足**

区民会議からの提言や区長マニフェストにおいて、自治基本条例の制定が盛り込まれました。区議会としても積極的にその役割を果たしていく必要があると考え、平成19年5月に「自治・地方分権特別委員会」を設置するとともに、同年9月に自治基本条例について集中的に調査・検討を行うため「自治基本条例検討小委員会」を設置しました。

平成19年11月、区長と区議会議長との間で協議書を取り交わし、区民、区議会及び区（行政）が一体となって自治基本条例の制定に取り組むこととし、そのための情報交換や意見交換を行う場として、新宿区自治基本条例検討連絡会議（以下検討連絡会議といいます。）を共同で設置しました。

## **(3) 新宿区自治基本条例区民検討会議の立ち上げ**

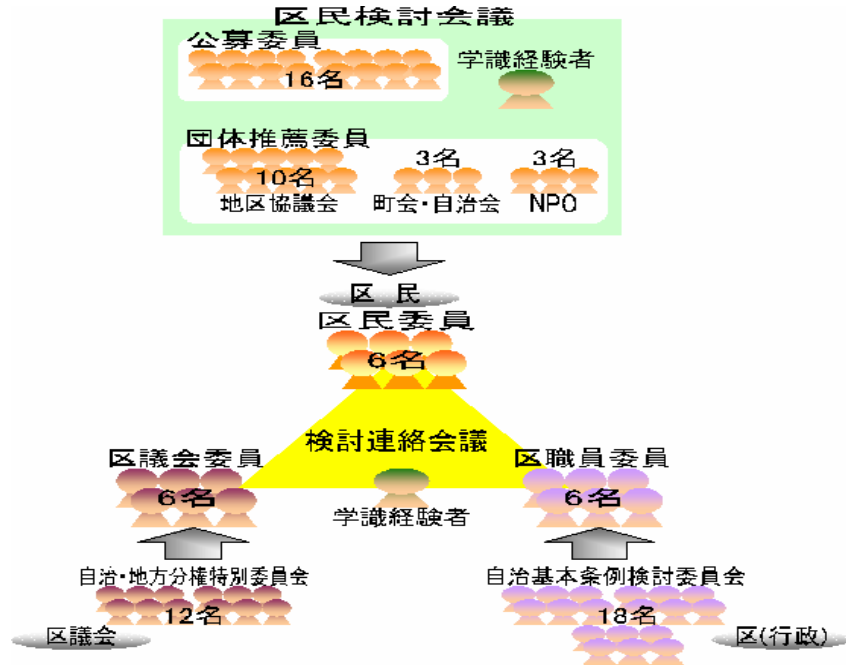
自治基本条例の制定に向けた取り組みを広く周知するとともに、区民の代表で構成される新宿区自治基本条例区民検討会議（以下、区民検討会議といいます。）の委員を募集するため、平成20年5月から6月にかけて、区内10ヶ所で地域懇談会を開催し、延べ273名の方にご出席いただきました。そして、区民検討会議の公募委員には42名の方から応募をいただき、抽選により16名を選出しました。

平成20年7月、自治基本条例を検討する区民組織として、公募委員16名と団体推薦委員16名で構成される区民検討会議を立ち上げました。団体推薦は各地区協議会から1名ずつの計10名と町会・自治会から3名、そしてNPOから3名それぞれ推薦いただきました。

## **(4) 区民・議会・区（行政）三者が一体となった取り組み**

平成21年1月、区民検討会議の委員の中から、検討連絡会議に参加する区民委員6名を互選により選出しました。これにより、検討連絡会議は、議会から自治基本条例検討小委員会の委員6名、区（行政）から専門部会委員の6名、区民検討会議から選出された区民委員6名、計18名に座長として学識経験者を加え、三者が一体となって自治基本条例の検討を行う組織となりました。

## 【検討連絡会議の構成】



## (5) 区民討議会の開催

検討連絡会議は、自治の基本理念や基本原則、区民、議会、行政の役割など自治の基本ルールを定めるために、三者それぞれが案を持ち寄り、これまで検討してきました。三者合意により作成した条例骨子案を基に、自治基本条例に関する区民の意識、意向を広く聴き、条例素案とりまとめにあたっての基礎資料とするため、区民討議会を開催しました。

区民討議会は、区民から「無作為抽出」により参加者を募ることにより、今までの公募による会議体等と異なり、限られた特定の人や専門家の意見だけではなく、より広範な区民の参加により多様な区民の意見を公正に収集することができます。

最近、各地の自治体などで試みられている新しい参加の手法で、ドイツを中心にヨーロッパで広く実施されている「プラーヌクスツェレ」(P11参照)を参考にしています。

検討連絡会議では、自治体の憲法といわれる自治基本条例の制定過程において、様々な手法により、より多くの区民のみなさんの意見を聴き、条例素案の作成の参考とするため、特に普段はなかなか参加することのできない、いわゆるサイレントマジョリティーの意見を把握するための手法として、区民討議会を行うこととしました。

検討連絡会議では実施にあたり、開催方法などを検討するため、検討連絡会議委員

と学識経験者などの専門家10名で構成される区民討議会準備会を立ち上げ、討議会のテーマ設定をはじめ、その運営方法、報告書の作成方法などの検討を行いました。

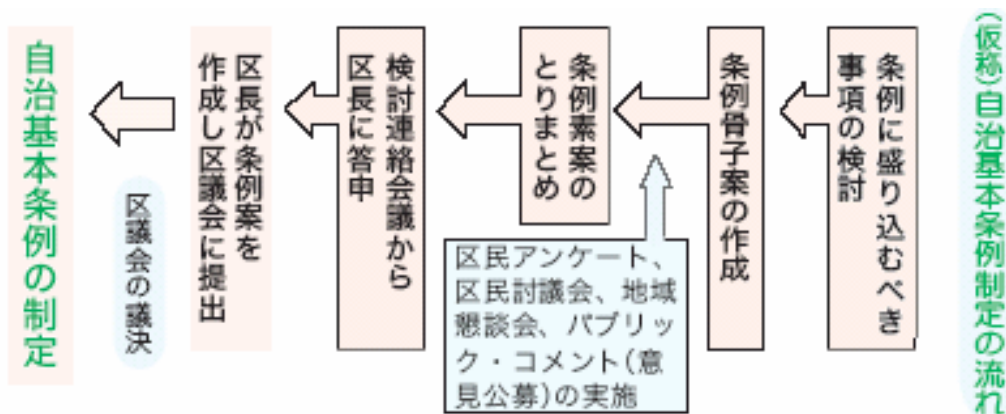
討議参加者は、住民基本台帳等から無作為で抽出した18歳以上の1,500人の区民のうち参加申込のあった156名の応募者から抽選で選任された60名(当日参加者57名)を対象に平成22年6月19日(土)・20日(日)の2日間、いずれも午前10時から午後5時まで開催しました。

また、討議のテーマは自治基本条例骨子案に対して意見を求めることをその主眼におき、選定した小テーマ6つについて話し合い発表するというもので、1日目、2日目ともそれぞれ3つのテーマについて小集団(5~6人ずつで5グループを1つの組とし、2つの組を作り、1回ごとにその組内でメンバーを入れ替える)で行い、母集団全員で投票を行い、条例骨子案に対する区民の平均的意見を探ることを目的としました。

## (6)(仮称)新宿区自治基本条例制定の流れ

検討連絡会議では、区民検討会議、議会、区の三者から提示されたそれぞれの案をもとに、条例骨子案を作成しました。この条例骨子案に対し、今回実施した区民討議会に加え、区民アンケート、パブリック・コメントや地域懇談会などでの区民の皆様のご意見をお伺いしながら条例素案にまとめ、区長に答申します。

その後、区が条例案を作成し、区議会に提出して議決を経る形で自治基本条例の制定を進めていきます。



## 2 区民討議会準備会の活動

区民討議会の企画運営については、区民討議会準備会を設けて、参加依頼、参加者アンケート、プログラムの構成、情報提供、報告書の作成などについて検討し、方針を決定しました。準備会の委員は、自治基本条例検討連絡会議の区民代表委員、議会委員、区職員委員から各2名、学識経験者・専門家から4名の計10名です（資料編「準備会委員名簿」P106参照）。準備会は4月から6月までの期間に5回開催しました。

### 区民討議会準備会開催状況

#### 第1回準備会

開催日時	平成22年4月12日(月)午後2時～4時15分
会場	新宿区役所本庁舎6階会議室
<b>議事概要</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 準備会の運営方法について検討、決定<ul style="list-style-type: none"><li>・ 準備会の会議、議事録の公開について検討、決定</li><li>・ 運営方法検討</li><li>・ 学識経験者と専門家による作業部会の設置</li></ul></li><li>2. 準備会(5回開催)各回の主な審議項目と日程の確認</li><li>3. 討議会の開催時日程の検討</li><li>4. 参加者依頼について<ul style="list-style-type: none"><li>・ 参加者依頼状の発送時期の確認</li><li>・ 参加者依頼状の文案作成、作業工程など検討</li></ul></li></ol>	

#### 第2回準備会

開催日時	平成22年4月22日(月)午後2時～4時15分
会場	新宿区役所本庁舎6階会議室
<b>議事概要</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 参加依頼に同封する資料等の検討<ul style="list-style-type: none"><li>・ 参加依頼者向けチラシ</li><li>・ 自治基本条例検討についての資料</li><li>・ アンケート</li></ul></li><li>2. 区民討議会の運営方法の検討<ul style="list-style-type: none"><li>・ グループ構成、ブロック分け</li><li>・ ブロックに配置するスタッフ</li><li>・ 冒頭の討議ルールの説明内容</li><li>・ 討議の流れ</li><li>・ 投票方式</li></ul></li><li>3. プログラムの検討<ul style="list-style-type: none"><li>・ 討議の「自治基本条例の意義など」の情報提供</li></ul></li></ol>	



### 第3回準備会

開催日時	平成 22 年 5 月 14 日 ( 金 ) 午後 2 時 ~ 4 時 30 分
会 場	新宿区役所本庁舎 6 階会議室
<b>議事概要</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 . 参加依頼発送、チラシ案検討</li><li>2 . 区民討議会のプログラムの検討<ul style="list-style-type: none"><li>・この間の検討連絡会議等での進捗状況の説明</li><li>・作業部会での議論とプログラム案の説明</li><li>・各コマのテーマ案、情報提供の仕方、内容、提供者の検討</li></ul></li><li>3 . 報告書作成の方針の検討</li></ol>	

### 第4回準備会

開催日時	平成 22 年 6 月 3 日 ( 木 ) 午後 2 時 ~ 4 時 30 分
会 場	新宿区役所本庁舎 6 階会議室
<b>議事概要</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 . 参加者公開抽選会の報告 ( 事務局より )</li><li>2 . 抽選結果通知、事前資料送付、当日用ハンドブックなど検討</li><li>3 . 区民討議会のプログラムの検討<ul style="list-style-type: none"><li>・この間の検討連絡会議等での進捗状況の説明</li><li>・作業部会での議論とプログラム案の説明</li><li>・各コマのテーマ案、情報提供等の検討</li></ul></li><li>4 . 討議会当日の運営等の検討</li><li>5 . 報告書作成の方針の検討</li></ol>	

### 第5回準備会

開催日時	平成 22 年 6 月 29 日 ( 木 ) 午後 2 時 ~ 4 時 30 分
会 場	新宿区役所本庁舎 6 階会議室
<b>議事概要</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 . 区民討議会報告・意見交換</li><li>2 . 報告書作成の検討<ul style="list-style-type: none"><li>・構成、原稿案の検討</li><li>・情報提供としての骨子案の扱い</li><li>・ダイジェスト版の検討</li><li>・作成日程など検討</li></ul></li></ol>	

### 3 区民討議会の実施概要

実施日：平成 22 年 6 月 19 日(土)・20 日(日)

#### (1) 区民討議会について

この項では、区民討議会当日の討議方法と実施内容の概要を説明いたします。

##### 討議課題(テーマ)

平成 19 年から検討されてきた自治基本条例という新宿区の自治の憲法ともいえるべき重要な条例制定の過程で作成された条例骨子案を討議課題とし、広く区民に意見を求めました。

##### 参加者数と参加者への謝礼

討議参加者数は、定数 60 名を予定しましたが、参加の応募をいただいた区民は、予定数の約 2.5 倍の 156 名でした。そこで抽選を行い 60 名を選出しました。討議会の当日の参加者は、19 日、20 日の両日とも 57 名で、土日の 7 時間×2 日間で 12,000 円の謝礼を支払いました。

##### 実施機関と討議プログラムの作成

新宿区自治基本条例の制定に取り組んでいる検討連絡会議の委員、学識経験者・専門家で準備会を立ち上げ、5 回にわたる話し合いを経てプログラムの決定、情報提供者の選定などを行いました。

##### 構成人数・開催・進行役

区民討議会は A グループ 29 名と B グループ 28 名で構成。討議参加者のサポーター(進行役)を各グループともに 2 名ずつおきました。

##### 情報提供

専門家や検討連絡会議の委員などから情報提供を受けた後に討議を行いました。

##### 討議グループと討議方法

A と B のそれぞれのグループ内で 5 名または 6 名の小グループに分かれ、討議参加者のみで討議を行いました。2 日間で 6 回の討議がありましたが、乱数表を使用し、討議ごとに小グループの構成メンバーをチェンジしました。また、討議ボード(模造紙)と付箋を使用し、討議を進めていき、少グループごとに意見をまとめて討議結果を発表し、最後にグループ全体で投票用紙を用いて同意する意見にシールで投票するかたちをとりました。

##### 討議結果の取り扱い方

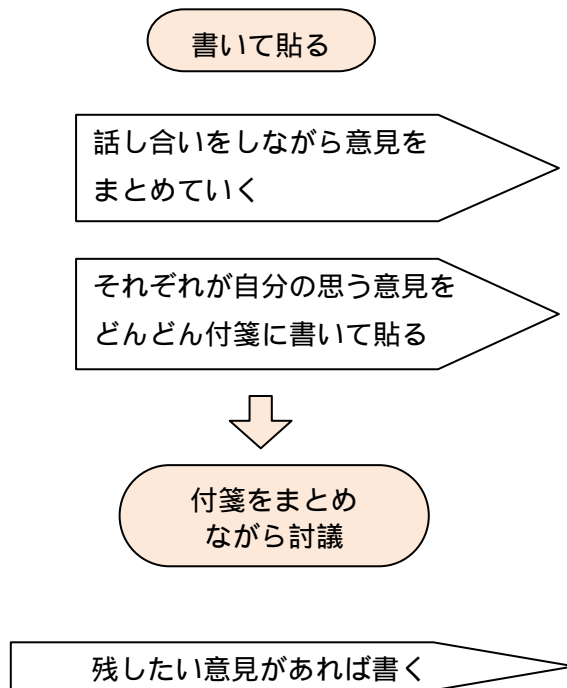
討議の結果は報告書にまとめ、検討連絡会議で、自治基本条例制定の過程での区民の意見として検討します。また、報告書はホームページなどで一般にも公開します。

## 小テーマの討議方法

### 1 全員で情報提供を聞きます

専門家・実践者からの話し  
多角的な意見・現状のデータ など  
討議をスムーズにするための情報を提供します

### 2 小グループで討議します



### 討議ボード（模造紙）

A-1 グループ	山田 加藤 佐藤 川島 寺田
討議テーマ について	
（討議作業スペース）	
まとめ 1	
まとめ 2	
まとめ 3	
残したい意見	

### 3 各グループ発表・投票

- ・各グループで順番に発表をします。
- ・その後、投票用紙を配布します。同意する意見に投票をします。  
その際、自分のグループ以外の意見に投票してもかまいません。
- ・投票用紙を集計し、各グループがまとめた意見の得票数を掲示します。

## 当日プログラム

テーマ：新宿区自治基本条例のための区民討議会

第1日目 6月19日(土)

時 間	内 容
10:00～10:10	開会・主催者挨拶
10:10～10:20	話し合いの進め方の説明
10:20～10:55	討 議 「自治基本条例の理念」 情報提供 ・辻山幸宣氏のビデオレター ・自治基本条例骨子案に関する説明 ・区民委員・議員委員・職員委員からの所信説明 ・質疑応答
10:55～11:40	「自治体の憲法」といわれる自治基本条例に盛り込むべき理念として重要だと思うことを5つ以内にまとめて下さい
11:40～12:00	グループ発表
12:00～13:00	投票 昼休み
13:00～13:05	区長挨拶
13:05～13:30	討 議 「区民の権利と責務」 情報提供 ・区民委員からの骨子案に関する解説 ・議員委員・職員委員からの補足説明 ・質疑応答
13:30～14:25	区民の権利と責務としてぜひ盛り込むべきだと思うことをそれぞれ3つ以内にまとめて下さい。
14:25～14:45	グループ発表
14:45～15:00	投票・ティータイム
15:00～15:30	討 議 「住民投票について」 情報提供 ・伊藤雅春氏からの解説 ・骨子案の説明 ・質疑応答
15:30～16:20	住民投票の対象として新宿区において想定される課題を3つまであげて下さい。(住民投票の条例化は必要ないという選択肢を選ぶことも可能)
16:20～16:40	グループ発表
16:40～16:50	投票・休憩
16:50～17:00	翌日の説明・解散

## 第2日目 6月20日(日)

時 間	内 容
10:00 ~ 10:05	開会・伝達事項
10:05 ~ 10:35	辻山幸宣氏 講演
10:35 ~ 10:55	討 議 「議会の役割」 情報提供 ・議員委員から骨子案に関する説明 ・区民委員・職員委員からの補足説明 ・質疑応答
10:55 ~ 11:45	議会の役割として盛り込むべきと思うことについて3つ以内にまとめて下さい。
11:45 ~ 12:05	グループ発表
12:05 ~ 13:05	投票 昼休み
13:05 ~ 13:25	討 議 「行政の役割」 情報提供 ・職員委員からの骨子案に関する解説 ・区民委員・議員委員からの補足説明 ・質疑応答
13:25 ~ 14:15	行政の役割として盛り込むべきと思うことについて3つ以内にまとめて下さい。
14:15 ~ 14:35	グループ発表
14:35 ~ 14:50	投票・ティータイム
14:50 ~ 15:20	討 議 「地域自治組織について」 情報提供 ・行政の担当職員から各自治組織の位置づけと地域自治における区の方針を解説 ・区民委員・議員委員からの補足説明 ・質疑応答
15:20 ~ 16:20	みなさんが地域自治において取り組みたいと思うことはなんですか。また、どのようにすればより多くの方が地域自治組織に参加することができると思いますか。それぞれ3つ以内にまとめて下さい。
16:20 ~ 16:40	グループ発表
16:40 ~ 16:45	投票・休憩
16:45 ~ 16:50	アンケート/必要書類記入
16:50 ~ 17:00	区議会議長挨拶・閉会

## (2) 市民討議会について

今回実施された区民討議会は、いわゆる無作為抽出の住民が一定のテーマについて討議を行い、意見をまとめる市民討議会といわれる市民参加の手法の1つです。普段声を上げる機会の少ない市民に参加するきっかけを提供し、幅広い世代の市民が、一定のテーマについてグループ討議し、まとめられた意見は一般市民の声として行政に届ける新しい形の市民参加の仕組みとしても注目されています。ドイツで行われている「プラーヌクスツェレ」という市民参加の討議会がモデルとなっています。

日本では、平成17年に(社)東京青年会議所(JC)が、千代田区において日本で最初の市民討議会を開催してから、自治体主催、あるいは地域の青年会議所、市民団体と自治体との共催など多様な開催者のもとで実施され、市民参加の新たな手法として認知され、平成21年度末で約90の事例を重ねてきています。

## (3) プラーヌクスツェレについて

区民討議会(市民討議会)のモデルになっているプラーヌクスツェレについて解説します。

プラーヌクスツェレ(日本語で計画細胞という意味)は1970年代以降ドイツで行われている行政への市民参加のしくみ、直接民主主義の実践であり、ブッパータル大学のペーター・C・ディーネル博士(故人)が考案しました。1972年にシュベルムというところで実験的に実施され、それ以降、50カ所以上で200回以上にわたって開催されてきました。本格的に行政が導入を開始したのは2000年頃。ドイツにおいても本格的に定着するのに約30年かかりましたが、ここ10年でこれまでになく脚光を浴びはじめています。

### プラーヌクスツェレの定義

「無作為抽出で選ばれ、限られた期間、有償で、日々の労働から解放され、進行役のアシストを受けつつ、事前に与えられた解決可能な計画に関する課題に取り組む市民グループ」といわれています。

### プラーヌクスツェレの要件<sup>1</sup>

- a. 解決が必要な、真剣な課題に対して実施する。
- b. 参加者は住民台帳から無作為で抽出する。

<sup>1</sup> 以下のこの要件は、篠藤明德『まちづくりと新しい市民参加』イマジン出版、2006年から引用しています。

- c. 有償で一定期間の参加(4 日間の標準)。
- d. 中立的独立機関が実施機関となり、プログラムを決定する。
- e. ひとつのプランクスツェレは原則 25 名で構成し、複数開催する。  
2 名の進行役がつく。
- f. 専門家、利害関係者から情報提供を受ける。
- g. 毎回メンバーチェンジしながら、約 5 人の小グループで、参加者のみが討議を繰り返す。
- h. 「市民答申」という形で報告書を作成し、参加した市民が正式な形で委託者に渡す。

以上の要素を充足させることにより、25 名を 1 単位とするプランクスツェレが組織されます。討議課題は、都市計画、交通・エネルギー問題、環境政策、労働・余暇・麻薬・外国市民の統合、行政組織、消費者保護・保健、情報・メディア、科学技術の影響などがあり、活用分野は多岐にわたります。

基本的に行政機関等から委託を受けた中立的実施機関が、参加者の検討すべき課題と複数の情報提供者の選定、4 日間のプログラムを決定します。

プランクスツェレは差し迫った重要な行政課題に対して市民答申を作成する必要から、基本的に 16 コマにわたる緻密な討議を行います。またプログラム策定においても特定団体（各ワークショップ・利害関係者など）が参加する円卓会議を数回実施、これらのプロセスを踏んで情報提供者の選定やプログラムの確定を行っています。



区民討議会のグループ意見発表

## 4 討議結果の要約

### 第1回討議 「自治基本条例の基本理念」

(課題)「自治体の憲法」といわれる自治基本条例に盛り込むべき理念として重要だと思ふことを5つ以内にまとめて下さい。

#### Aグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
A - 3	安心、安全の街づくり	9	17
A - 4	安全・安心	8	
A - 1	区民も努力することを宣言する、区民の権利と義務についてはっきり書く	8	15
A - 3	区民の責任、義務を明らかに	7	
A - 2	「区民」に含まれる範囲に疑問がある	15	
A - 1	将来に対する希望を強く表現してほしい	13	
A - 2	区民の協力、関与度を高める	12	
A - 5	区民と政府の関係強化	10	
A - 5	生活環境の保全	10	
A - 1	環境保全、安全、歴史・文化の継承、国際性についても盛り込む	9	
A - 1	骨子案で良いと思う	9	
A - 5	人権を守る	9	
A - 3	多様性の尊重	6	
A - 1	財政の考え方についても明確に入れておく	5	
A - 4	情報公開	5	
A - 3	自然環境の整備	1	

#### Aグループ概況

- ・ は「安全」「安心」というキーワードが一致したことと、それぞれの討議内容も近いことから合算としました。
- ・ は区民の責任や義務について言及しており、討議ボードの内容も近いことから合算としました。
- ・ については、内容的には近いものの、討議ボードの内容が については区民が行政に働きかける、 については、行政が区民に働きかけるとの趣旨になっていたため合算にはしていません。
- ・ については内容として、 安心・安全の意味合いや、 の環境保全の意味合いも含んでおり、合算が難しいことからそのままにしています。

\* 骨子案および各グループの討議ボードの内容は、資料編「資料1」「資料2」参照



## Bグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
B - 5	区民の定義	9	21
B 2	区民の定義について	12	
B 2	誰でも理解できる言葉	18	
B - 5	多文化共生をメリットにする(教育も含めて)	11	16
B - 3	人権の尊重と平等化	5	
B - 3	新宿区の独自性を出し、東京のモデル区に	12	
B - 1	区民の参加の権利	7	
B - 4	住民の情報共有	7	
B - 4	区民の団結、新宿らしさの発信	6	
B - 5	区民によるチェック機能(財政面も含めて)	5	
B - 1	区民のつながり	5	
B - 5	区民の自治(災害・保健・福祉)	5	
B - 3	区民が笑顔でいられる街づくり	5	
B - 1	区民の参加できる場(イベント)作り	4	
B - 4	外から来る方への対応	8	
B - 4	環境整備	8	
B - 5	どうい新宿区を目指すか? 住みたいと思わせるか	6	
B - 4	骨子案の4項目どおりでよい (実際は理念によって個々の条例が決まるのか?)	1	

### Bグループ概況

- ・ は「区民の定義」というキーワードが一致した上に、討議ボードの内容が近いことから合算としました。
- ・ は「人権の尊重」「外国籍の人との共生」「区民の平等」などの文言が討議中に共通して交わされており、内容的にはほぼ同じと判断されたため合算としました。
- ・ については、他にも の「新宿らしさ」との文言が見られます。
- ・ ~ については、区民(住民)と行政とのかかわりや自治のことが述べられており、区民が主役であることを述べている意見として、合算はしなかったが、類似意見として併記しました。

### <第1回：全体の総括>

区民の定義を問題とする意見が全体的に多くなりました(A、B)。また、新宿区の特徴を自治基本条例の理念に反映を求める意見(A、B)、身近な生活環境について「安全・安心」を求める意見も多く見られました。(A、B)

## 第2回討議：「区民の権利と責務」

(課題)区民の権利と責務としてぜひ盛り込むべきだと思うことをそれぞれ3つ以内にまとめて下さい。

### 権利：Aグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
A - 4	健康に生活できる権利	26	
A - 3	良好な環境に住む権利	14	25
A - 5	地域の安全	11	
A - 1	すべての区民が"知る権利"を持っているが、さらに"知る手段"も権利として明確に(PCだけとか広報誌だけではNG)	15	21
A - 5	情報を知る権利	6	
A - 3	公共サービスを平等に受ける権利	18	
A - 1	区民の定義(=住民票登録者)をはっきりする	18	
A - 2	区民は新宿区民になる権利がある	10	
A - 5	区政に参加する権利	4	
A - 1	(骨子案)4の「自治の担い手」「学ぶ権利」説明	2	
A - 1	(骨子案)1～3はOK	5	

### 権利：Aグループ概況

- ・ は文言は一致しないが、討議ボードの内容がほぼ同じため合算としました。
- ・ は「知る権利」というキーワードが一致した上に、討議ボードの内容も近いことから合算としました。
- ・ は文言は一致しないが、討議ボードの内容が似ていることから併記としました。

権利：Bグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
B - 2	みんなが分かり易い情報提供	15	45
B - 5	情報公開を受ける権利を有する	12	
B - 1	知る権利(このまま)	7	
B - 4	高齢者への情報提供に関して(知る権利)	11	
B - 2	情報提供後のツール(方法)を考えよう!	14	30
B - 3	安心して楽しく暮らし、生涯にわたり学ぶ権利	17	
B 4	学ぶ環境の整備(学ぶ権利)	13	
B 4	地域住民の安心と安全(公共サービス)	14	21
B - 2	安全に生活できる権利	7	19
B - 3	公共サービスを気軽に安く受ける権利	16	
B - 5	公共サービスを受ける権利を有する	3	
B - 3	区政を知り参加する権利	9	

権利：Bグループ概況

- ・ は「情報提供」「知る権利」というキーワードが一致したこと、討議ボードの内容が近いことから合算としました。
- ・ は ~ を受けて、これをどのように実施するのかといった内容のため併記としました。
- ・ は「学ぶ権利」というキーワードが一致したため合算としています。ただし、「安心」という観点から見ると、 は に近いと考えることもできます。
- ・ は「安全」というキーワードが一致し、討議ボードの内容も近いと推察されたため合算としました。
- ・ は「公共サービスを受ける権利」という文脈で一致するため合算としました。

<第2回・権利：全体の総括>

知る権利に関する意識の高さをうかがえました(A 、B 、B )。安全・安心に暮らす権利についての意見も全体を通して多くなりました(A ,B )。公共サービスを受ける権利への関心も高くなっています(A 、B )。

### 責務：Aグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
A - 1	提案文(骨子案)のままで良い	15	50
A - 2	文言どおりでいいけれど、新宿は他区に比べて多様性があるので、もっと特性、伝統をふまえて、次に受け継げるような言葉を増やす	14	
A - 4	区民としての責務を果たすことにより(を、骨子案に挿入)	13	
A - 2	努めるではなく、もっと強い言葉("義務"では強すぎるが...)で表現してはどうだろうか	8	
A - 4	区政に参加し、チェックする責務	22	27
A - 5	区政に参加する責務	5	
A - 4	美しい環境を守り育てる責務	19	
A - 3	がんばりましょう、区民マナー！	10	
A - 5	地域のコミュニケーション	10	
A - 5	自ら情報を収集	8	

#### 責務：Aグループ概況

- ・ は基本的に骨子案を肯定している意味において合算としました。 についても、文脈的に骨子案の肯定を前提にしていると読み取れたため、 との合算としました。
- ・ はほぼ同じ内容で、討議プロセスも近いと推察されることから合算としました。



討議ボードを囲んで討議する参加者

### 責務：Bグループ

グループ	意見まとめ	得票	合算
B - 4	隣人に関心をもつ	26	
B - 3	ご近所関係をきづく 自由と人格の尊重	17	
B - 1	良好な地域社会を創出	13	21
B - 5	良好な地域社会を創出する責務	8	
B - 3	お互いを助ける 緊急時	19	
B - 3	地域のルールを守る	18	
B - 2	新宿区の良さを知る	7	
B - 2	権利があってはじめて責務を負える	6	
B - 5	お互いの自由と人格を尊重する責務	5	

#### 責務：Bグループ概況

- ・ は「自由と人格の尊重」という文脈が一致しますが、討議ボードの内容の経緯から別内容と推察されるため合算・併記はしませんでした。また、と同様は近隣住民との関係を重視すべきとの内容を含むため併記としました。
- ・ は「良好な地域社会を創出」という文言が一致したため合算としました。

#### <第2回・責務：全体の総括>

- ・ 地域でのコミュニケーション・隣人関係を重視する意見が多く見られました(A ,B )
- ・ 地域社会を自分たちの手で守り育てようとする意見も散見されました(A ,B )  
なお、その意味ではより具体的な表記ではあるが、B も同様のカテゴリーに入ると考えられます。

### 第3回討議「住民投票について」

(課題) 住民投票の対象として新宿区において想定される課題を3つまであげて下さい。(住民投票の条例化は必要ないという選択肢を選ぶことも可能です)

#### Aグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
A - 3	駐輪場について	13	
A - 1	カジノ、ゴミ、合併問題	12	
A - 4	大型公共施設の建設	12	
A - 3	環境美化について	11	
A - 4	お金の負担に関する問題	7	
A - 2	テロ対策	7	
A - 3	社会問題について	9	
A - 4	議会解散	4	
A - 5	現実的でない	11	
A - 1	住民投票反対	3	
A - 2	骨子案どおり	3	
A - 1	住民投票賛成	2	
A - 5	この条例の成立の可否を住民投票すべき	14	
A - 2	区長が住民投票をさせたくない場合	12	
A - 5	住区を限定した投票は可能	11	

#### Aグループ概況

- ・ ~ は具体的な課題、 ~ は住民投票そのものに対する賛否、 ~ は住民投票の制度に対する意見です。
- ・ 各意見で近いものがありますが、一致するものは無かったため合算はせず、今回のまとめに限り上記の項目にて併記としました。

## Bグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
B - 3	少子高齢化、福祉の充実	14	
B - 3	町づくり、都市計画(カジノ、ゴミ処理など)	14	
B - 4	都市開発について	14	
B - 5	地域密着型の警察のような組織	14	
B - 5	自転車に関するルールの徹底	11	
B - 5	観光、環境、公共スペースの整備	9	
B - 1	地域分割(4つ～6つ)	8	
B - 4	教育問題について	8	
B - 3	自然災害及び緊急事態対策	5	
B - 4	一般常識について(＊)	4	
B - 2	原案(骨子案)に賛成	13	
B - 1	住民投票のシステム変更	24	

＊事例として「議員の年金給与等」

### Bグループ概況

- ・ Aグループと同様の考え方でまとめています。 ～ は具体的な課題、 は住民投票そのものに対する賛否、 は住民投票の制度に対する意見です。

### <第3回：全体の総括>

- ・ 具体的な課題については、まちづくり・都市計画・公共施設が多く見られましたが、その他については突出した課題は見られません。
- ・ 討議課題が「住民投票の対象として新宿区において想定される課題・・・(住民投票の条例化は不要との選択も可)」となっていたにもかかわらず、住民投票の制度そのものに対する意見が両グループから出され、なおかつそれぞれある程度の得票数が計上されている(A、B)ことから、住民投票制度そのものに対して区民の意識・関心が高いものと推察されます。

## 第4回討議「議会の役割」

(課題)議会の役割として盛り込むべきと思うことについて3つ以内にまとめて下さい。

### Aグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
A - 1	説明だけでなく、区民の意見を吸い上げる仕組みが必要	19	26
A - 3	新宿区に関わる全ての人の要望をまとめる	7	
A - 1	このままで良い	9	21
A - 2	骨子案でよいと思います	7	
A - 4	骨子案でよい	5	
A - 4	「区民」「住民」と変更	3	
A - 2	新宿区を愛し区民の為に活動する議会	14	
A - 5	区民の権利の高揚のため努力する	9	
A - 3	決定した議案に対し監視できる	14	
A - 3	一番身近な議案をすみやかに実行する議会	10	
A - 5	情報開示を区民に明確に行う	11	
A - 1	全体的に活性化してほしい	9	
A - 5	議員は誠実にスピーディに職務をまっとうする	9	
A - 4	議員の責務を基本条例で明記	8	

### Aグループ概況

- ・ と は区民の意見を吸い上げる仕組みを作るという点で同質と考えられるため合算としました。
- ・ ~ については情報提供された骨子案を肯定する意見であるため合算としました。
- ・ については区民のために何らかの直接的な行動をするという意見のため併記としました。



## Bグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
B - 3	伝達方法について	18	33
B - 4	民意の吸い上げ方	15	
B - 1	区議会のPR	16	33
B - 5	2 - (3) (*)より積極的な広報、公聴活動	10	
B - 1	議員と議会内容を知る	7	
B - 2	区民との距離をもっと近くに！	16	26
B - 4	議員と区民の距離感	5	
B - 1	区民とのきずなを深める	5	
B - 5	2 - (1) (*)に関して チェック後の適正運営	11	18
B - 2	行政のチェック	7	
B - 2	議会では身近な問題を迅速に	17	
B - 5	議会設置としては原案のまま	6	
B - 4	今の議員のイメージ	2	

### Bグループ概況

- ・ は民意を議会に伝える方法を意味しているため合算としました。
- ・ は区議会自体のPRについての意見であるため合算としました。
- ・ は区民と区議会との親密度を高めることを意味しているため合算としました。
- ・ については、行政に対する何らかの監査機能を果たすことを意味していると読めるため合算としました。

### <第4回：全体の総括>

双方とも議会がいかにして民意を吸い上げるべきかという点がトップとなりました。その他、議会の監視機能やより区民の近い存在を望む意見も多く、議会に対して迅速性を要求するものも見られました。

\* 骨子案「議会の役割」参照

2 - (1)

「議会は、区民の代表する機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権限を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視する。」

2 - (3)

「議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果す。」

## 第5回討議「行政の役割」

(課題)行政の役割として盛り込むべきと思うことについて3つ以内にまとめて下さい。

### Aグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
A - 1	税金のムダ使いのないよう監視【効率性の発揮、事業仕分けの導入】	17	33
A - 4	区政の効率的で迅速な運営、を追加する	16	
A - 3	この骨子案で良い、それに伴う実行力を望む	11	25
A - 1	(骨子)案で良い	7	
A - 2	骨子案そのままが良い	7	
A - 5	区民ニーズに対する速やかな実行	14	
A - 5	生活に密着させて向上させる	5	
A - 3	職員は、新宿区及び「区民」を愛し、サービス向上、笑顔で対応	14	
A - 1	職員全体のレベルアップ(区民の役立つことをするのが区役所、良い汗をかきましょう)	8	
A - 2	公共サービスの対象を法人向け、住民向けに分ける	14	
A - 4	議会と行政の協力を触れるべき	11	
A - 4	情報公開の手法	9	
A - 5	健全な町づくりを目指す	7	

### Aグループ概況

- ・ 共に行政活動の効率化に関する意見のため合算としました
- ・ は骨子案を肯定する意見のため合算としました。
- ・ については、内容こそ違うものの、区民のニーズをとらえてサービス内容を良くするという意味で近いものと判断して併記としました。
- ・ は職員の資質を問題にしていることから併記としました。

## B グループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
B - 2	区民ニーズを的確に把握する機関の設置を条例に盛り込んで欲しい	15	35
B - 5	区民ニーズの把握方法	11	
B - 1	区民の声の拾い方	9	
B - 5	区役所(本庁)と出張所の関係	14	26
B - 4	区民に近いきめ細かく迅速な行政サービス	12	
B - 4	わかりやすく使いやすい広報・情報提供	10	18
B - 1	わかりやすい文章表現で	8	
B - 3	区職員数の内、区在住の人数の割合を増す！	15	
B - 5	行政に対する要望	11	
B - 3	より密接な行政をする為に、24時間態勢の課の設置	9	
B - 4	新宿区のオリジナリティの創出	9	
B - 1	評価・人材のあり方	7	
B - 3	住民以外の区民の受け皿	6	

### B グループ概況

- ・ は区民ニーズを拾い上げるという意味で同じ内容と考え、合算としました。
- ・ については表現こそ違うものの、まとめにいたる討議内容も考慮して、行政サービスの向上を意味していると推察できるため合算としました。
- ・ については、共に分かりやすい表現を求める広報の話のため合算としました。

### < 第5回：全体の総括 >

行政に対する効率性の向上、サービス内容の充実化、区民ニーズの把握を求める意見に多くの得票が集まったといえるようです。

## 第6回討議 「地域自治組織について」

(課題) みなさんが地域自治において取り組みたいと思う事はなんですか。また、どのようにすればより多くの方が地域自治組織に参加することができると思いますか。それぞれ3つ以内にまとめて下さい。

### 取り組みたいと思う事：Aグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
A - 5	安心の街づくり(防犯、子供たち、緊急時)	16	52
A - 3	夜回りなど	15	
A - 1	防災・安全対策	14	
A - 4	安全(治安)、環境(ゴミ)	7	
A - 3	お祭りや餅つきなど	11	47
A - 4	イベント、お祭り、防災	9	
A - 1	まつり、文化活動	3	
A - 3	新宿区は若者が多いので、まず合コンから	9	
A - 2	新しい屋外イベントを企画(定期的主催)	8	
A - 2	派手なフリーマーケットの開催を増やす(リサイクル)	7	
A - 4	区 出張所 地区協 or 町会の組織的な連動、連携強化	17	32
A - 5	町内会内、他地区共に情報交換	10	
A - 1	交流、連帯活動	5	
A - 5	緑や花を植えるなど、街の景観づくり	12	
A - 2	共通の問題意識を共有する	10	

### 取り組み：Aグループ概況

- ・ ~ は安全・安心のまちづくりに関するもののため合算としました。
- ・ ~ はイベントやお祭りの開催に取り組むことで共通するため合算としました。
- ・ ~ は地域自治組織や地域コミュニティの関係強化や充実化を目指していると考えられるため合算としました。

取り組みたいと思う事：Bグループ

グループ	意見のまとめ	得票	合算
B - 4	緊急時のための住民の把握	24	53
B - 5	全部の世代に関心のある防災・防犯	18	
B - 3	地縁による身近な防災・防犯の対応	11	
B - 4	イベントの工夫をする(特に若者、転入者)	24	37
B - 3	地域行事(祭り、盆踊り、レクリエーションなど)の振興支援	13	
B - 2	メリットを増すこと	13	
B - 3	地域の清掃・美化	12	
B - 5	役割分担の工夫	9	
B - 1	何を取り組むかわからない	9	

取り組み：Bグループ概況

- ・ ~ は防災・防犯など安全・安心のまちづくりに関することのため合算としました。
- ・ はイベントやお祭りの開催に取り組むことで共通するため合算としました。

<第6回・取り組み：全体の総括>

いずれのグループも安全安心のまちづくりに関すること、イベントやお祭りの開催に関する事が得票数の1位、2位となりました。

地域自治組織に参加:グループA

グループ	意見のまとめ	得票	合算
A - 3	若い人を呼び込む工夫	22	37
A - 1	参加したい行事 まつり、季節行事	10	
A - 5	魅力ある企画をたてる	5	
A - 4	青年会組織の設立とイベントの企画・実行	9	
A - 2	活動内容を明確に	10	28
A - 1	掲示板は見るべきもの(見たくなる)	10	
A - 3	マンションのポストに案内を入れる	8	
A - 4	参加の仕方がわかりにくい(周知の方法改善・徹底)	11	24
A - 5	会費を安くする	8	
A - 2	加入しやすく工夫する(会費を安く)	5	
A - 5	しっかりしたリーダーをたてる	10	
A - 1	顔みしりになる(あいさつ、声かけ)	10	
A - 3	古い体質(閉鎖的、楽しくなさそうなど)の打破	7	
A - 4	町会メンバーとしてのインセンティブ(メンバーポイント等の特典)	6	

参加：Aグループ概況

- ・ ~ は人が参加したくなるような企画やイベントを意味していると考えられるため、合算としました。
- ・ は ~ とイベント企画という点について近いと考えられるため、併記にしています。
- ・ ~ は地域自治組織自体の広報や活動内容を広く知らせることで共通していることから合算としました。
- ・ ~ は地域自治組織への参加方法に関することに言及しているため合算としました。

地域自治組織に参加:グループB

グループ	意見のまとめ	得票	合算
B - 5	町会の存在を転入時のごみ出し等の案内書類にまぜる	16	43
B - 4	大規模集合住宅への住民への呼び掛け	16	
B - 1	呼びかけをマメにする	11	
B - 5	防災・防犯を前面にして呼びかけ	14	
B - 4	新しい空気を取り込むための組織構成	16	27
B - 2	マンション等が多いため、住民が定着できる体制	11	
B - 3	メリットの明確化と問題点の解明	13	23
B - 1	参加するメリットを考える	10	
B - 3	次世代育成に対する支援	15	
B - 3	金を出せ！(地縁創出補助金)	14	

参加：Bグループ総括

- ・ ~ は地域自治組織自体の広報や活動内容を広く知らせるための方法を提案していることから、合算としました。
- ・ は地域自治組織のあり方そのものを状況に合わせて再考するべきという意見と考えられるため合算としました。
- ・ は地域自治組織に参加するメリットを明らかにすることで共通していることから合算としました。

<第6回・参加：全体の総括>

地域自治組織そのものを広く知らせるべきとの意見が多く見られました。また、組織そのものの見直しや、参加することの利点を明確化することも、A、Bいずれでも多く挙げられています。

## あとかき

今回の区民討議会にはたいへん多くの区民の方に興味とご参加を頂く事が出来ました。参加のご連絡を頂いた方が156名、10.4%という数字はたいへん高いもので、平成18年以来日本で104回開催されている市民討議会型の市民参加としては過去最高の参加希望率となります。(平成22年6月現在：市民討議会推進ネットワーク調べ)また、抽選された60名のうち、ご参加いただいた方が両日とおして57名という数字もたいへん高いものです。いずれにしても、新宿区民の区政への関心の高さと自治基本条例に対する期待の大きさがうかがえます。

準備会はその期待に応えるべく、開催に当たっては以下を特に気をつけました。

1. 討議会運営の公平性・中立性
2. 討議会準備段階から実施までにわたっての公開性
3. 当日の参加しやすさの追及

1については討議のテーマや情報提供内容を決める際、偏った意見、特定の意見に参加者が誘導されないように気をつけたり、投票を個別投票にして後から投票する人が前に投票した人の意見に影響されないようになど、工夫をこらしました。

2については、全ての議論の経過を新宿区のホームページで公開させて頂きました。また、準備会や当日の区民討議、参加希望者の抽選会も傍聴可能とさせて頂きました。

3については、お茶やお茶菓子の提供やお食事の提供に加え、食事をする場所と討議場所を変えて気分を変えていただけるようにしたりなどしました。

今回の討議会の最後には、区民の方々からこのような試みをもっと広げて欲しいという声と共に、今回集まったメンバーの方々でもう一度集まりたいという意見もありました。これらの声は、新宿区の区民参加がもっと広がる可能性を示すものであり、さらに発展していくことが期待されるものです。今回、このような形で区民討議会に関われたことをたいへん光栄に思うと共に、これからの新宿区の区民参加の動向を大きな期待を持って見つめていきたいと思えます。

区民討議会準備会座長 小針 憲一